



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月22日火曜日 第168号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）…1107
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更……………（ ）…1108
- 肥料登録有効期間の更新……………（農産園芸課）…1108
- 保安林予定森林にする旨の通知……………（森林整備課）…1108
- 愛媛県内水面漁場管理委員会委員の選任……………（水産課）…1108
- 公共測量の終了の通知……………（道路維持課）…1108
- 建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）…1108
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課）…1109
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）…1109
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要……………（ ）…1112
- 道路の供用開始（県道落合久万線）……………（東予地方局管理課）…1115

告 示

○愛媛県告示第1357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
上田小児科・外科	宇和島市広小路1番26号	上田 誠	精神通院医療	令和2年10月1日
城西調剤薬局道後店	松山市道後町一丁目8番30号	有限会社城西調剤薬局	精神通院医療（薬局）	令和2年11月1日
しつかわ薬局	東温市志津川南一丁目1-14	株式会社ひだか	精神通院医療（薬局）	令和2年11月1日
マック古川調剤薬局	松山市古川西2丁目8-35	株式会社大屋	精神通院医療（薬局）	令和2年11月1日
マック山越調剤薬局	松山市山越6丁目7-38	株式会社大屋	精神通院医療（薬局）	令和2年11月1日
松山会営薬局	松山市藤原二丁目4番5号	一般社団法人松山薬剤師会	精神通院医療（薬局）	令和2年11月1日

○愛媛県告示第1358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ほわいと	松山市中村3丁目1-9	訪問看護ステーションほわいと	松山市中村3丁目1-9	精神通院医療	令和2年11月1日

○愛媛県告示第1359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: Name, Location (Before/After), and Change Date. Entry for 日本財団在宅看護センターしこく.

○愛媛県告示第1360号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: Registration Validity Period, Registration Number, Fertilizer Type, Fertilizer Name, Guarantee Content (%), Other Specifications, and Producer Name/Address. Entry for 令和6年1月9日.

○愛媛県告示第1361号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町上灘字芋尻甲2591、甲2602、甲2624、甲2625、甲2630の1、字遅谷己127の3、己127の4、己128の1、己132の1
2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1362号

漁業法（昭和24年法律第267号）第172条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を令和2年12月1日選任した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: Category, Name, Address, and Occupation. Lists representatives for fishermen and academic experience holders.

○愛媛県告示第1363号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
2 作業期間 令和2年3月16日から11月30日まで
3 作業地域 愛媛県四国中央市土居町地内

○愛媛県告示第1364号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: License Cancellation Date, Name, License Number, and Reason for Cancellation. Entry for 小松崎要.

○愛媛県告示第1365号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売りさばき所	取消年月日
	住 所	氏名又は名称		
川之江第6号	四国中央市川滝町下山1873番地の1	うま農業協同組合川滝支店	四国中央市川滝町下山1873番地の1	令和2年11月24日
大洲第16号-1	大洲市大洲38番地	株式会社伊予銀行大洲本町支店	大洲市大洲38番地	令和3年1月22日

○愛媛県告示第1366号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年12月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 特定施設に関する事項
スラリー溶解タンク（TK-732）

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 イ 洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり82立方メートル処理	
工事着手予定年月日	許可後直ちに	
工事完成予定年月日	着手3か月後	
使用開始予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1~2 最大 1~2
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.010 最大 1.010

浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	10
	最大	10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	最大	5.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	最大	0.01
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常
	最大	106

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) ECH活性汚泥処理施設

設置年月日	昭和47年2月10日		
処理施設の種別	活性汚泥処理		
処理施設の型式	活性汚泥処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 90メートル 横 50メートル 高さ 5.6メートル		
処理施設の能力	1日当たり4,700立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	生物化学的処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0	通常 6.0~7.5 最大 6.0~7.5

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 417 最大 650	通常 43 最大 55
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 51 最大 51	通常 50 最大 50
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.29 最大 0.48	通常 0.29 最大 0.48
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,359 最大 4,673	通常 4,359 最大 4,673

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設で処理する。

(2) アルペン中和処理施設 (TK-414A/B)

設置年月日	昭和59年10月1日		
処理施設の種類の	中和処理		
処理施設の型式	中和処理		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	中和槽：縦 10メートル 横 3メートル 高さ 2.7メートル 沈降槽：縦 10メートル 横 3メートル 高さ 2メートル		
処理施設の能力	1日当たり730トン処理		
汚水等の処理の方式	化学処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1未満 最大 1未満	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 5.0	通常 5.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 50

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 5.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 685 最大 690	通常 730 最大 730

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設で処理する。

(3) 中和処理施設 (TK-707A/B)

設置年月日	昭和59年10月1日		
処理施設の種類の	中和処理		
処理施設の型式	中和処理		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	中和槽：縦 4.9メートル 横 3.7メートル 高さ 3.2メートル 沈降槽：縦 11.3メートル 横 3.7メートル 高さ 2.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり590トン処理		
汚水等の処理の方式	化学処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1未満 最大 1未満	通常 6.0~8.0 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 5.0	通常 5.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 50
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 5.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 175 最大 179	通常 550 最大 590	

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設で処理する。

(4) No. 1 総合排水処理施設

設置年月日	昭和53年 8月31日		
処理施設の種類	沈降分離処理		
処理施設の型式	沈降分離処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	集水槽：縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽：縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり40,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降分離処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.03 最大 15.00	通常 1.03 最大 15.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 21,464 最大 28,547	通常 21,464 最大 28,547

備考 汚水等は、No. 1 排水口より排水する。

(5) B R - B T 活性汚泥処理施設

設置年月日	平成3年 8月31日
処理施設の種類	活性汚泥処理
処理施設の型式	活性汚泥処理

処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	曝気槽：縦 7メートル 横 24メートル 高さ 5.5メートル 3基		
処理施設の能力	1日当たり6,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	生物化学的処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 85 最大 115	通常 45 最大 55
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50	通常 10 最大 50
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.1 最大 2.1	通常 1.1 最大 2.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.37 最大 0.60	通常 0.37 最大 0.60
	通常 4,988 最大 5,244	通常 4,988 最大 5,244	

備考 汚水等は、No. 3 総合排水処理施設で処理する。

(6) No. 3 総合排水処理施設

設置年月日	昭和49年 6月1日
処理施設の種類	沈降分離処理、中和処理
処理施設の型式	沈降分離処理、中和処理
処理施設の構造	土堰堤型式
処理施設の主要寸法	中和槽：縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル 沈降槽：縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 50.0	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988

備考 汚水等は、No. 3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No. 1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.03 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 21,464 最大 28,547

(2) No. 3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
------------	---------------	--------------------------

	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 37,392 最大 40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1367号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年12月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ、ロ、ヌ及びル、第33号ロ、ハ、ニ及びリ、第37号イ、ロ、ハ及びタ、第71号の5並びに第74号
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の量及び排出水の汚染状態
- 特定施設に関する事項
(1) スラリー分離槽(D-731)

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 上層:1,010 下層:10 最大 上層:1,300 下層:50	通常 上層:1,010 下層①②:1,010 最大 上層:1,300 下層①②:1,300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 5.0 最大 10.0

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリゲ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.01 最大 0.10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 上層:206 下層:82 最大 上層:206 下層:82	通常 上層:206 下層①:29 下層②:53 最大 上層:206 下層①②:82
備考	上層液:ECH 活性 汚泥処理施設で処理 下層液①:フィル タープレス (Z-700) 送 り 下層液②:ス ラリー溶解タンク (TK-732) 送り なお、①と②の合 計は82立方メー トルであり、プラ ントの負荷等によ りそれぞれの水量 は変化する。		

(2) フィルタープレス (Z-700)

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 82 最大 82	通常 29 最大 82

備考 汚水等は、ECH 活性汚泥処理施設で処理する。

(3) 熟成分離ドラム (TK-301)

	変 更 前	変 更 後	
特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 値	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミリゲ ラム)	通常 上層:1,010 下層:10 最大 上層:1,300 下層:50	通常 上層:1,010 下層:1,010 最大 上層:1,300 下層:1,300
	窒素含有量 (単位 1 リットル につき ミリゲ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 5.0 最大 10.0
	りん含有量 (単位 1 リットル につき ミリゲ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.01 最大 0.10

備考 汚水等は、上層液が ECH 活性汚泥処理施設、下層液は分離施設 (D-731) へ送液する。

(4) No. 1 総合排水処理施設

	変 更 前	変 更 後	
特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 値	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミリゲ ラム)	通常 11.2 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0

	浮遊物質 量 (単位 1リッ トルに つきミ リゲ ラム)	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有 量 (単位 1リッ トルに つきミ リゲ ラム)	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有 量 (単位 1リッ トルに つきミ リゲ ラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.03 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 20,474 最大 27,557	通常 21,464 最大 28,547

備考 処理後、No. 1 排水口より放流する。

(5) No. 3 総合排水処理施設

	変 更 前	変 更 後	
特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 値	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミ リゲ ラム)	通常 13.0 最大 19.5	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質 量 (単位 1リッ トルに つきミ リゲ ラム)	通常 33.0 最大 47.0	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有 量 (単位 1リッ トルに つきミ リゲ ラム)	通常 1.9 最大 10.0	通常 2.2 最大 35.0
	りん含有 量 (単位 1リッ トルに つきミ リゲ ラム)	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 36,402 最大 39,998	通常 37,392 最大 40,988	

備考 処理後、No. 3 排水口より放流する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) ECH 活性汚泥処理施設

	変 更 前	変 更 後			
処理施設の能力	1日当たり3,870 立方メートル処理	1日当たり4,700 立方メートル処理			
処理施設 による処 理前及び 処理後の 汚水等の 汚染状態 の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミ リゲ ラム)	通常 508 最大 649	通常 41.8 最大 54.6	通常 41.7 最大 65.0	通常 43 最大 55
	りん含有 量 (単位 1リッ トルに つきミ リゲ ラム)	通常 0.01 最大 0.1	通常 0.01 最大 0.1	通常 0.29 最大 0.48	通常 0.29 最大 0.48

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,499 最大 3,813	通常 3,499 最大 3,813	通常 4,359 最大 4,673	通常 4,359 最大 4,673
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設を経て、No. 1 排水口より排水する。

(2) アルベン中和処理施設 (TK-414A/B)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	りん含有量	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 5.0 最大 5.0
	水酸化カルシウム、1カ月間32トン、外部委託先にて沈降分離後、焼却処分する。	砂味滓等、1カ月間32トン、外部委託先にて沈降分離後、焼却処分する。			
残渣の種類、1カ月の種類別生成量及び処理方法					

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設を経て、No. 1 排水口より排水する。

(3) 中和処理施設 (TK-707A/B)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設の能力		1日当たり470トン処理		1日当たり590トン処理	
消耗資材の1日当たりの用と別使用量		炭酸カルシウム：1日当たり19トン 水酸化ナトリウム：1日当たり0.4トン		炭酸カルシウム：1日当たり54.6トン 水酸化ナトリウム：1日当たり0.52トン	
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	りん含有量	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 5.0 最大 5.0
	水酸化鉄、水酸化カルシウム等 1月当たり600キログラム 外部委託先にて沈降分離後、焼却処分する。	砂味滓等 1月当たり1,725キログラム 外部委託先にて沈降分離後、焼却処分する。			
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 44.7 最大 49.2	通常 420 最大 460	通常 175 最大 179	通常 550 最大 590
残渣の種類、1カ月の種類別生成量及び処理方法					

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設を経て、No. 1 排水口より排水する。

(4) No. 1 総合排水処理施設

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 11.2 最大 20.0	通常 11.2 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.1 最大 35.0
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	りん含有量	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.03 最大 15.00	通常 1.03 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 20,474 最大 27,557	通常 20,474 最大 27,557	通常 21,464 最大 28,547	通常 21,464 最大 28,547

備考 汚水等は、No. 1 排水口より排水する。

(5) BR-BT 活性汚泥処理施設

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 95 最大 115	通常 45 最大 55	通常 85 最大 115	通常 45 最大 55
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 1.1 最大 2.1	通常 1.1 最大 2.1
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	りん含有量	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.37 最大 0.60	通常 0.37 最大 0.60
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3,998 最大 4,254	通常 3,998 最大 4,254	通常 4,988 最大 5,244	通常 4,988 最大 5,244

備考 汚水等は、No. 3 総合排水処理施設を経て、No. 3 排水口より排水する。

(6) No. 3 総合排水処理施設

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 47.0	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 36,402 最大 39,998	通常 36,402 最大 39,998	通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988

備考 汚水等は、No. 3排水口より排水する。

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No. 1排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	11.2	12.8
	最大	20.0	20.0
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	15.0	15.0
	最大	27.0	50.0

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.0	4.1
	最大	15.0	35.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0	1.03
	最大	5.0	15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	20,474	21,464
	最大	27,557	28,547

(2) No. 3排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	13.0	14.0
	最大	19.5	20.0
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	33.0	33.0
	最大	47.0	50.0
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.8	2.2
	最大	10.0	35.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0	1.01
	最大	7.0	15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	36,402	37,392
	最大	39,998	40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1368号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	落合久万線	西条市丹原町明河8号458番4	令和2年12月22日